

日 教 庶 第 1 0 0 号
令和6年(2024年)5月8日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

令和6年度第2回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第2号により、下記のとおり令和6年度第2回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和6年(2024年)5月14日(火) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

- 第9号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第10号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第11号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について
- 第12号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

請願

- 第6-2号 デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願

報告事項

- 第6号 令和6年度「選べる学校制度」実施状況について
- 第7号 行政情報の公開請求

議案第9号

豊田小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年5月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立豊田小学校学校運営協議会委員

<<日野市立豊田小学校学校運営協議会委員 任命者>>

| 番号 | 氏名 | 住所 | 備考 | 期数 |
|----|-------------------|----|------------------|----|
| 1 | かつげ ゆういち 勝毛 勇一 | | P T A会長 (保護者) | 1 |

任 期： 自 令和 6年(2024年)4月12日
至 令和 8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第10号

日野第三小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年5月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員

<<日野市立日野第三小学校学校運営協議会委員 任命者>>

| 番号 | 氏名 | 住所 | 備考 | 期数 |
|----|------------------|----|------------------|----|
| 1 | おおの かずお 大野 一男 | | 緑ヶ丘自治会 (地域住民) | 1 |

任期： 自 令和 6年(2024年)5月 1日
至 令和 8年(2026年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第11号

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年5月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めます。

日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員

<<日野市立旭が丘小学校学校運営協議会委員 任命者>>

| 番号 | 氏名 | 住所 | 備考 | 期数 |
|----|-------------------|----|--------------------------|----|
| 1 | やまぐち さなえ 山口 早苗 | | 日野市立旭が丘小学校前校長 (学識経験者) | 1 |

任期： 自 令和 6年(2024年)5月 1日
至 令和 7年(2025年)3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

議案第12号

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年5月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 解任者>>

| 番号 | 氏名 | 住所 | 解任理由 | 期数 |
|----|------------------|----|-----------------------------------|----|
| 1 | せんだ めぐみ 仙田 恵実 | | 地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者) | 1 |

解任日：令和 6年（2024年）3月31日

<<日野市立東光寺小学校学校運営協議会委員 任命者>>

| 番号 | 氏名 | 住所 | 備考 | 期数 |
|----|--------|----|---------------------------------------|----|
| 1 | キリノ 和子 | | 地域コーディネーター (保護者・対象学校の運営に資する活動を行う者) | 1 |

任期：自 令和 6年（2024年）4月 1日
至 令和 7年（2025年）3月31日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

請願審査

| | |
|-----------|--|
| 請 願 番 号 | 請願第6-2号 |
| 受 付 年 月 日 | 令和6年4月11日 |
| 件 名 | デジタル化で、①スタディノートに類するものの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願 |
| 請願者住所氏名 | |

デジタル化で、①スタディノートに類するもの利用では二択回答だけでなく、人権・多様性に配慮した選択肢や自由記述欄の設定を、②将来の教育ダッシュボード利用では教員・生徒の入力内容を教委が見られないように等の請願

問題を解く過程（計算式等）も教員は把握できる。その積み重ねを集約し、指導要録や通知表に記入する観点別評価や評定（小学校3段階、中学は5段階）につなげる。

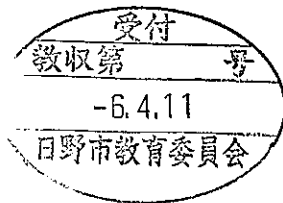
中村氏は、スタディノートで児童・生徒に毎日継続入力させるデータとして、(1)「生活面：気分アンケート。せんせいあのね」と、(2)「学習面：授業満足度の自己評価アンケート。今の学習活動を自己評価しよう→小学校高学年と中学」を挙げ、スライドで次のように内容を説明した。

(1)について。質問1 今日の気分を教えてください→とてもいい、いい、ふつう、わるい、とてもわるい。/質問2 今日の体の調子は→とてもいい、頭が痛い(略)/質問3 朝ごはんは何を食べましたか→ご飯、パン、めん、飲み物、その他(ケーキのイラスト)、何も食べていない。

この(1)は生活習慣確立期の小学生対象とはいえ、教員(担任だけでなく、学年団の他学級の教員や校長等を含む)が「家庭の様子」を覗き見る行為と言えるので、この(1)のようなシステムは本市の小中には導入するべきではないと考えるので、回答頂きたい。また文科省や都教委に(1)のようなシステムを普及させないよう、意見書を出して頂きたい。

2-2 上記(2)について。中村氏は(1)と共に、「先生の端末で即時結果を見る」「毎日：生活面・学習面ばぱっと見てわかる」「取ったデータから何を感じるか→問題行動が起きる予兆/問題行動の背景(朝食から見る家庭の様子)/保健室の来室予想/登校渋りの傾向/見えていなかった、子供の様子」等の“特長”を挙げた。

この(2)の「授業はわかりましたか」は、憲法第14条が定める「法の下での平等」や「差別と天皇制」の問題を真剣に考える児童・生徒は回答に窮するので、中村氏のように二択の回答のみでは、人権や多様性を認めず、同調圧力に屈するヒラメ人間を育てることになってしまう。そこで本市で社会や音楽の授業、特活のうちの卒業式の予行演習等で(「平和を願う歌」という音楽の教科書のウソは教えてほしくないが、)もしも“君が代”を扱ってしまう扱う時は、児童生徒の選択肢の中に「わかる/わからない」だけではなく、「教員の言葉の意味するところは理解しているが、私はその内容には反対です」といった項目も設定してほしい旨、本市の小中の校長を含む教職員にお伝え頂きたい。あるいは選択肢だけでなく、自由記述欄を設ける等も検討下さい。



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を執行頂きたいお願い等

「権力による教育内容への管理統制強化～加速する「教育デジタル化」の陥穽」というタイトルの、後日メール送信する月刊『紙の爆弾』2024年3月号掲載の4頁建ての記事と、この記事轉載した、団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2024/02/13(誰でも無料で見られる)とを踏まえ、貴教委は後掲の「2 請願事項」の5項を執行頂きたい。

2 請願事項(堀川拓郎さんと高木健夫さんら委員は以下5項を定例会で1項ごとに意見を述べた上、採択下さい)

2-1 学校法人先端教育機構が一月十八日にオンライン開催した「GIGAスクール構想セミナー」で特別講演した、中村めぐみ・つくば市立みどりの学園義務教育学校教頭は、約四十年前一部教員らがシャープと開発を始め、十年以上前からつくば市立の全小中の授業で使っているPCソフト「スタディノート」と、二二年に導入したデジタル学習環境のコンセプトである学習eポータル「Lgate(エルゲイト)」の二種を使った取り組みを報告した。

スタディノートは、児童生徒が個々のノートパソコン(市教委が全員に貸与)に回答や意見を書き込むと、教室の電子黒板の大画面にクラス全員分の回答等を映し出せ、分類分けもできる。

Lgateは、クラス全員がどの問題を正答したか否か記録でき、数学では答えだけでなく

重要である。形式的に理由が分かるように手抜き発言はダメです。

また文科省や都教委にこのような配慮をするべきだと、意見書を出して頂きたい。

2-3 「2-2」の配慮については、月刊『紙の爆弾』2024年3月号の記事が引用する2023年6月16日付の朝日新聞・京都版の以下の記事を参考にし、「人権や多様性を認めず、同調圧力に屈するヒラメ人間を育てることのない」よう、本市の小中の校長を含む教職員にお伝え頂きたい。また文科省や都教委にこのような配慮をするべきだと、意見書を出して頂きたい。

↓

二三年三・四月の京都市立小卒業式、同市立中入学式で、十二歳の田花結希子アイリーンさんは“君が代”不起立・不斉唱を実践した。六月十六日付の朝日新聞（京都版）によると、田花さんは「みんな平等がいいのに、なんで天皇は崇（あが）められているのか。立ったり歌ったりすると、それを認めるようになるんじゃないか」と、不起立の理由を明白に説明している。

しかし、母親が小学校の教頭と話し合うと、教頭は“卒業式を台無しにしてしまうかもしれない。こちらには歌わせる義務がある。教委に逆らえない”と主張。田花さんと二名の教員との四〇分間の話し合いでは、「なんで歌いたくないの→歌うと天皇制を認めてしまうから」「せめて立つのは無理なの→立つのは半分歌うことと同じになる」等のやりとりが交わされた。「周りが驚く。みんなに迷惑がかかる」と繰り返す教員らは田花さんに「他の人の問題ではない」と言われ、ようやく「最終的な判断は任せる」と述べた。

2-4 「2-2」については、“君が代”の他にも、文科省や全国の教委・校長らが学習指導要領の記述を“根拠”に、特定の思想や政権政党の政策を教化（indoctrination）してくる、社会や道徳の一部の授業（“国を愛する心情”の強制、自衛隊・米軍基地問題等）に対しても、十分に配慮するよう、本市の小中の校長を含む教職員にお伝え頂きたい。また文科省や都教委にこのような配慮をするべきだと、意見書を出して頂きたい。

特に、学習指導要領が明記する道徳の22の内容項目のうち、「国を愛する心情」「家族愛」の教材を扱う授業では、「国家への帰属意識より、個人の尊厳・人権の方が大切だ」と考えたり、「シングルマザーやヤングケアラー家庭、最近肉親を亡くした」等の児童生徒の人権に十分に配慮し、全児童生徒が書き込んだ意見等を、機械的

・一律に大画面に映し出すのは避け、たとえば挙手ボタンを押した子の意見だけ映し出す等、教員側には細心の配慮が必要です。

2-5 月刊『紙の爆弾』2024年3月号の記事にあるように都教委は都立学校で教育ダッシュボードを利用開始した。都教委は教育ダッシュボードを区市町村立小中にも広げていこうとしている。

そこで貴教委が将来、教育ダッシュボードを利用する時は、前記「2-2」「2-4」のような、児童生徒、保護者、教職員の間に多様な意見のある問題を扱う教科では、都教委のように、——生徒の個人名を伏せた上でなら、全都立高校の授業で教員や生徒がタブレットに入力（投稿）した内容を、都教委が把握することをやりたがっている可能性がある。——のとは一線を画し、（教科）担任と学年団、同一教科の教員以外は「教員や生徒がタブレットに入力（投稿）した内容」を見られないようにして下さい。

特に貴教委には、1999年4月の平野篤士南平小入学式で、“君が代”ピアノ伴奏を断った音楽専科教諭に対し、当時の畑石重輝校長の根拠なき主義・主張だけに偏重し、都教委にチクリ、超不当な戒告処分を発出させてしまい、多くの保護者・地域住民たちの反発を買った“前科”があるので。

なお都教委が授業や試験問題の内容を覗き見するとどういった弊害があるか、引用する。

↓

14年1月の都立松が谷高校（八王子市）の三年政治経済の学期末試験で、公民科の教員が13年12月当時の安倍晋三首相の靖国神社参拝を批判的に報じた毎日新聞記事を掲げ、「なぜ中国・韓国は批判し、米国は『失望』したか」など、記述式で回答させた。これを産経新聞（4月16日付）が非難。元ヤンキー教師こと義家弘介（ひろゆき）衆院議員（自民。1971年3月31日生まれの53歳）が同日の文部科学委員会で追及したのを機に、都教委が7月30日、平野篤士校長（当時、以下同）と当該教員を呼び出し、“教育課程の適正実施指導”を強行。高校教育指導課の江本敏男課長は9月24日、「授業での使用教材等（定期試験問題含）を使用前に提出させ、（副）校長らが点検する」よう「検閲」指示の通知を校長宛に発出した。十月十五日の都議会決算特別委員会で金子一彦（かずひろ）指導部長が「参拝当日の安倍氏談話、恒久平和への誓い」を採り上げなかったから不適切だと答弁し、政府見解を教えさせる意図が鮮明だった。

発言が吹され分ける中で発言して、た国憲、国政法より以前の

（社会科（高校は公民科）等）

報告事項第6号

令和6年度「選べる学校制度」実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年5月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

令和6年度 「選べる学校制度」 増減内訳表

R06.4.22 日野市教育委員会学務課 作成

【小学校】

| | | 学区内人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | 増加計 | 減少計 | 入学者数 | |
|------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-------|-----|------|------|-----|------|------|-----|-----|------|-------|
| | | 日野第一小 | 豊田小 | 日野第三小 | 日野第四小 | 日野第五小 | 日野第六小 | 潤徳小 | 平山小 | 日野第八小 | 滝合小 | 日野第七小 | 南平小 | 旭が丘小 | 東光寺小 | 仲田小 | 夢が丘小 | 七生緑小 | | | | |
| | | 91 | 143 | 58 | 93 | 145 | 91 | 87 | 90 | 84 | 80 | 83 | 95 | 62 | 68 | 49 | 44 | 52 | | | | |
| | | 増加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4月7日 | |
| 1 | 日野第一小 | 91 | 1 | | | | | | | | | 2 | | | 11 | 8 | | | | 22 | 23 | 90 |
| 2 | 豊田小 | 143 | 1 | | | 3 | | | | | | | 5 | | | | | | | 9 | 13 | 139 |
| 3 | 日野第三小 | 58 | | | | 1 | | | | | | 1 | | | 2 | | | | | 4 | 9 | 53 |
| 4 | 日野第四小 | 93 | 7 | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 9 | 3 | 99 |
| 5 | 日野第五小 | 145 | | 1 | 7 | | | | 1 | | | | | | | 8 | | | | 17 | 8 | 154 |
| 6 | 日野第六小 | 91 | | | 2 | | | | 4 | | | | | | | | 4 | | | 10 | 5 | 96 |
| 7 | 潤徳小 | 87 | | | | 2 | | | | | 6 | | 14 | | | | | 2 | 1 | 34 | 7 | 114 |
| 8 | 平山小 | 90 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 18 | 8 | 100 |
| 9 | 日野第八小 | 84 | | | | | | | | | 4 | | | | | | | | | 14 | 10 | 88 |
| 10 | 滝合小 | 80 | 減少 | | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | | | 5 | 11 | 74 |
| 11 | 日野第七小 | 83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 11 | 76 |
| 12 | 南平小 | 95 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | 21 | 83 |
| 13 | 旭が丘小 | 62 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 4 | 63 |
| 14 | 東光寺小 | 68 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 25 | 43 |
| 15 | 仲田小 | 49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 16 | 8 | 57 |
| 16 | 夢が丘小 | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 3 | 41 |
| 17 | 七生緑小 | 52 | 減少 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 11 | 45 |
| 減少計 | | | 23 | 13 | 9 | 3 | 8 | 5 | 7 | 8 | 10 | 11 | 21 | 4 | 25 | 8 | 3 | 11 | | | 180 | |
| 増加計 | | | 22 | 9 | 4 | 9 | 17 | 10 | 34 | 18 | 14 | 5 | 4 | 5 | 0 | 16 | 0 | 4 | | 180 | | |
| ±増減数 | | | -1 | -4 | -5 | 6 | 9 | 5 | 27 | 10 | 4 | -6 | -7 | -12 | 1 | -25 | 8 | -3 | -7 | | - | - |
| 入学者数 | | | 90 | 139 | 53 | 99 | 154 | 96 | 114 | 100 | 88 | 74 | 83 | 63 | 43 | 57 | 41 | 45 | | | | 1,415 |

【中学校】

| | | 学区内人数 | | | | | | | | | 増加計 | 減少計 | 入学者数 | |
|------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| | | 日野第一中 | 日野第二中 | 七生中 | 日野第三中 | 日野第四中 | 三沢中 | 大坂上中 | 平山中 | | | | | |
| | | 237 | 228 | 134 | 69 | 198 | 211 | 216 | 73 | | | | | |
| | | 増加 | | | | | | | | | | | 4月7日 | |
| 1 | 日野第一中 | 237 | 1 | 2 | | | 1 | 14 | | | | 18 | 18 | 237 |
| 2 | 日野第二中 | 228 | | 5 | | 11 | | 10 | | | | 26 | 52 | 202 |
| 3 | 七生中 | 134 | 2 | 33 | 1 | | | | 1 | | | 37 | 32 | 139 |
| 4 | 日野第三中 | 69 | | | | | | | | | 31 | 35 | 11 | 93 |
| 5 | 日野第四中 | 198 | 減少 | | | | | | | | | 5 | 35 | 168 |
| 6 | 三沢中 | 211 | | | | | | | | | | 10 | 33 | 203 |
| 7 | 大坂上中 | 216 | | | | | | | | | | 2 | 25 | 202 |
| 8 | 平山中 | 73 | 減少 | | | | | | | | | 7 | 2 | 122 |
| 減少計 | | | 18 | 52 | 32 | 11 | 35 | 33 | 25 | 25 | 2 | | 208 | |
| 増加計 | | | 18 | 26 | 37 | 35 | 5 | 25 | 11 | 51 | | 208 | | |
| ±増減数 | | | 0 | -26 | 5 | 24 | -30 | -8 | -14 | 49 | | - | - | |
| 入学者数 | | | 237 | 202 | 139 | 93 | 168 | 203 | 202 | 122 | | | | 1,366 |

報告事項第7号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年5月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

| | 請求日 | 決定日 | 請求件名 | 決定内容 |
|---|-------|-------|---|-----------------|
| 1 | 4月11日 | 4月25日 | <p>1 2024年4月11日の教委定例会の報告資料P38田原茂議員の予特での「派遣研修報告書」の質問に市教委長崎将幸氏は「2022年度に全教職員対象研修会で報告会を開催している①」と答弁した。この赤線部の報告会で報告した内容が詳しく分かる文書。 例えばスライド等も。具体的には「外部向け報告書の作成は想定していない」と答弁しているけど、内部向け報告書はありそうなので開示下さい。</p> <p>②長崎氏は続けて「だが研修成果公開は検討する」とも答弁したので、この「検討した結果」の開示を求める。</p> <p>2 2024年3・4月の卒業・入学式の君が代や国旗の調査、報告について「都教委－市教委－小中」等の3者間でやりとりした文書一式（調査結果だけでなく調査依頼も）</p> | 全部公開及び部分公開及び不存在 |